

第8章 教職員による児童生徒等へのセクシャル・ハラスメントの防止

- ・学校におけるセクシャル・ハラスメント（以下「セクハラ」）とは、どのような行為を指すのでしょうか。
- ・学校におけるセクハラを防止するには、どのような視点が大切でしょうか。
- ・学校におけるセクハラが発生に対して、どのような対応が必要でしょうか。

「学校におけるセクハラ」が教職員の不祥事として社会問題として取り上げられることが多発しています。子どもの人権尊重の視点からも、子どもの健やかな成長を育む視点からも、学校内における教職員によるセクハラは絶対に許されるものではありません。

学校におけるセクハラを防止するための取組について、学校全体で考えてみましょう。

1 「学校におけるセクハラ」とは

本冊子では、神奈川県教育委員会が作成している「STOP！ザ・スクール・セクハラ」における定義を参考として、「学校におけるセクハラ」を次のように捉えることとしました。

学校におけるセクハラ 学校において教職員が、その立場を利用するなどして、児童生徒とその関係者を不快にさせる性的な言動を行うこと、またはこれを繰り返すこと

- ・「学校」とは、学校教育活動が行われる場所全てを指し、校外学習先なども含まれます。
- ・「関係者」とは、子どもの保護者や卒業生等、教職員が職務上関係する人をいいます。
- ・「性的な言動」とは、具体的には、一般的には次のような発言や行為等が対象となります。

■発言

性的な冗談やからかい、性的な体験や外見・容姿について話すこと・聞くこと、食事やデートへの執拗な誘い、性的な噂の流布など

■行為

身体への接触・凝視（髪の毛や肩に触れる、スカートめくりをする、必要以上に体を接近する等）、衣服への不必要な接触、異性のトイレへの不必要な立ち入り、不必要な写真撮影、執拗な電話・尾行、ヌードポスターやわいせつな画像・写真の掲示、性的関係の強要など

2 学校におけるセクハラによる子どもたちへの影響

- 人間としての尊厳を傷つける人権侵害行為であり、特に成長過程にある子どもたちにとって、健やかな成長を阻害し、将来にわたる悪影響を及ぼすこととなります。
受けた心の傷が、PTSDとなって、子供たちを苦しめることもあります。
- 教師と子どもたちとの信頼関係を損なうばかりでなく、将来にわたる人間不信へと繋がる重大性を伴っています。
- 男女の役割を固定的に捉えたり、異性を性的な関心や欲求の対象としてしか見られなくなったりすることもあります。

3 学校におけるセクハラを防止するために

学校におけるセクハラは、教職員の子どもたちに対する人権感覚の希薄さ、教職員としての自覚の欠如などによって起こるものといえます。

学校におけるセクハラを防止するためには、教職員一人一人が自らの問題として受けとめるとともに、セクハラの言動が子どもたちに多大な被害・悪影響を及ぼすことを深く認識しなくてはなりません。

(1) 教職員の意識改革

- ① 学校におけるセクハラが人権を侵害する行為であることを深く認識し、常に人権感覚を磨くことが必要です。
- ② 子どもに対して、性的な関心や性的欲求の対象として見ることがあってはなりません。
- ③ 「この程度なら相手も許容するだろう」という身勝手な憶測をしてはなりません。
- ④ 教職員は子どもに対し、指導的な立場にあることを自覚し、その地位・立場を不当に利用することや、児童生徒から「不快である」との意思表示がないからといって、その言動が受け入れられていると思いつくようなことがあってはなりません。
- ⑤ 被害者からの意思表示、他の教員からの指摘、保護者からの抗議を受け入れ、その言動を深く反省し、その言動を繰り返さないようにすることが必要です。
- ⑥ 子どもや保護者の反応を敏感に察知するとともに、子どもや保護者が教職員に対しても意思表示できる環境、学校相談体制をつくっておくことが大切です。
- ⑦ 学校におけるセクハラについて、その防止のための研修を実施し、他の教職員の問題行動を見逃すことなく、指摘するように心掛けることが必要です。

(2) 校内の相談窓口の設置

- ① 校内に子どもや保護者が安心して相談、苦情を訴えることのできる窓口を設置します。
- ② 学校におけるセクハラが発生したときも相談できる窓口を設置したことを子どもたち、保護者に周知します。

4 学校におけるセクハラが発生した場合の対応と配慮事項

学校におけるセクハラは防止することが大前提ですが、発生した場合には迅速に適切な対応を図らなければなりません。(※「教職員の処分量定の標準」については、p58を参照されたい。)

- ① 問題を軽く考えたり、先入観をもったりすることなく、被害者の救済を最優先に考える。
- ② 正確な情報収集、事実関係の把握に努め、迅速な対応により、被害を深刻化、拡大させないようにする。
- ③ 被害者のプライバシーの保護に努めるなど人権に十分配慮する。
- ④ 被害者が被害を訴えたことにより、不利益を受けないように配慮する。
- ⑤ 被害者と同性の者を含めて複数で対応し、当事者間の個人的な問題として処理しない。
- ⑥ 適切な場所とゆとりをもった時間を確保し、被害者の話を優先的に聞く。
- ⑦ 被害者の心のケアが必要な場合には、専門機関と連携を図るなど適切に対応する。

資料

1 相談機関、関係諸機関案内

川崎市総合教育センター

- ・受付相談内容 不登校、学校問題、対人関係、いじめ、家庭教育、障害児教育に関わること 等
- ・相談形態 電話、来所、訪問
- ・電話
 - ◇溝口相談室 相談専用（直通） 044-844-3700
 - 子ども電話相談 044-844-6700
 - 相談電話 0120-533-933（16:00～21:00）
 - ◇塚越相談室 相談専用（直通） 044-541-3633
 - 子ども電話相談 044-522-3293
 - 相談電話 0120-533-933（16:00～21:00）
 - 訪問教育相談（直通） 044-522-3534
- ・受付時間 月～金 9:00～17:00
- ・受付地域 川崎市内（原則）
- ・スタッフ 心理臨床相談員、教育相談員、医師、指導主事 等

不登校児童生徒の居場所

- ◇ゆうゆう広場（さいわい、たま、あさお）
 - ・対象 川崎市内在住の小・中学生
 - ・在籍 原籍校から学籍の異動は行わず、全員が通級制
 - ・相談電話 044-544-6381（見学や入級の相談。「さいわい」で全て受付）
- ◇相談指導学級（臨港中学校、西中原中学校）
 - ・対象 川崎市内在住の中学生
 - ・在籍 子どもの状態や状況に応じ、折りをみて、設置中学校へ学籍を異動する。
 - ・電話 臨港中学校 044-333-5537
 - 西中原中学校 044-777-2230
- ◇フリースペースえん（川崎市子ども夢パーク内）
 - ・連絡先 044-833-7562

川崎市教育委員会 教育相談窓口

- ・受付相談内容 教育問題一般
（教師、学校への要望、学習、行動、不登校、いじめ等の個人的悩み、進路、転編入学区等の制度面）
- ・相談形態 電話、来所
- ・電話 044-200-3288、3289
- ・受付時間 月～金 9:00～16:30（昼休み有り）
- ・受付地域 川崎市内（原則）
- ・スタッフ 教育相談員

川崎市人権オンブズパーソン

- ・受付相談内容 人権相談、救済の申し立て
（虐待、いじめ、体罰、性による差別、ドメスティック＝バイオレンス、セクハラ 等）
- ・相談形態 電話、書面、口頭
- ・電話 044-813-3110（子どもに係わる人権侵害）
0120-813-887（子ども専用フリーダイヤル）
044-813-3111（男女平等に係わる人権侵害）
- ・受付時間 月、水、金 13:00～19:00 土 9:00～15:00
- ・受付地域 川崎市内
- ・スタッフ 川崎市人権オンブズパーソン

川崎市精神保健福祉センター

- ・受付相談内容 心の病に関連すること
- ・相談形態 電話
- ・電話 044-788-1551 (代表) 内線363
- ・受付時間 月～金 8:30～17:00
- ・受付地域 川崎市内
- ・スタッフ 社会福祉職、心理職、保健師

川崎市教育会館 やまびこ相談

- ・受付相談内容 教育問題一般
(学習、不登校、いじめ、進学)
- ・相談形態 電話、来所、訪問
- ・電話 044-435-7474 (代表)
- ・受付時間 月～金 9:00～15:30 (昼休み有り)
- ・受付地域 川崎市内 (原則)
- ・スタッフ 教育相談員

川崎市中央児童相談所

- ・受付相談内容 性格、障害、養護問題 等
- ・相談形態 電話、来所、訪問
- ・電話 044-877-8111 (代表)
- ・受付時間 月～金 8:30～17:00 (昼休み有り)
- ・受付地域 中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
- ・スタッフ 相談員、ケースワーカー、心理判定員、医師

◇川崎市児童虐待防止センター

- ・電話 044-738-0950 (夜間、休日、年末年始)

川崎市南部児童相談所

- ・受付相談内容 養護、障害、不登校、非行、性格問題 等
- ・相談形態 電話、来所
- ・電話 044-244-7411 (代表)
- ・受付時間 月～金 8:30～17:00 (昼休み有り)
- ・受付地域 川崎区、幸区
- ・スタッフ ケースワーカー、心理判定員、医師

神奈川県警察少年相談・保護センター 川崎方面事務所

- ・受付相談内容 少年非行問題
(家出、薬物、不良交友、窃盗、暴力行為、家庭内暴力 等)
- ・相談形態 電話、来所、訪問
- ・電話 044-549-8105
- ・受付時間 月～金 9:00～17:00
- ・受付地域 川崎市内
- ・スタッフ 神奈川県警少年相談員

川崎いのちの電話

- ・受付相談内容 生き方、精神保健、家庭問題、性、対人関係他
- ・相談形態 電話
- ・電話 044-733-4343
- ・受付時間 24時間受付
- ・受付地域 限定せず
- ・スタッフ 相談員

横浜地方法務局 川崎支局（子ども人権110番）

- ・受付相談内容 子育て、不登校、親子関係、いじめ、体罰 等子育てに関する多様な相談
- ・相談形態 電話、来所
- ・電話 044-244-4166
- ・受付時間 月～金 8:30～17:00（来所）（昼休み有り）
- ・受付地域 川崎市内
- ・スタッフ 人権擁護員、法務局職員

◇子ども人権110番

- ・電話 045-212-4365（9:30～16:30）

横浜弁護士会（子どもの人権相談）

- ・受付相談内容 子どもの人権に関する多様な相談
- ・相談形態 電話、来所
- ・電話 045-211-7700
- ・受付時間 来所相談予約 月～金 10:00～16:00（昼休み有り）
電話相談受付は 火 13:15～16:15
- ・受付地域 県内全域
- ・スタッフ 弁護士

横浜保護観察所

- ・受付相談内容 飲酒、喫煙、家出、深夜外出等の不良行為や盗み、薬物乱用等、少年非行に関する相談
- ・相談形態 電話、来所、訪問
- ・電話 045-201-1842（代表）
- ・受付時間 月～金 10:00～16:00
- ・受付地域 県内全域
- ・スタッフ 保護観察官、保護司

横浜少年鑑別所（青少年心理相談室）

- ・受付相談内容 素行不良、非行、いじめ、校内問題等、家庭内暴力等に関する相談
- ・相談形態 電話、来所
- ・電話 045-841-2525（代表）
- ・受付時間 月～金 9:00～16:00
- ・受付地域 県内全域
- ・スタッフ 法務技官、臨床心理士

市内神奈川県警察署

- 川崎警察署 Tel (044) 222-0110
- 川崎臨港警察署 Tel (044) 266-0110
- 幸警察署 Tel (044) 548-0110
- 中原警察署 Tel (044) 722-0110
- 高津警察署 Tel (044) 822-0110
- 宮前警察署 Tel (044) 853-0110
- 多摩警察署 Tel (044) 922-0110
- 麻生警察署 Tel (044) 951-0110

- ・受付相談内容 少年非行問題に関する事、被害少年の保護や支援に関する事
- ・相談形態 電話、来所
- ・受付時間 年中無休 24時間
- ・スタッフ 警察官

2 川崎市教育委員会作成の既刊の児童生徒指導関係資料

- ◇「子供たちの心豊かなかわり合いをめざして」～いじめの問題の克服に向けて～
平成 10 年 3 月
- ◇「子供たちの生き生きとした学校生活をめざして」～不登校への理解と支援のために～
平成 11 年 3 月
- ◇「子供たちの心健やかな学校生活をめざして」～暴力行為の防止に向けて～平成 12 年 3 月
- ◇「子どもの無言のサインに気づくために」～虐待への学校の対応について～平成 13 年 1 月
- ◇「子どもたちの健やかな成長を願って」～野宿生活者への偏見や差別の克服に向けて～
(Ⅰ) 平成 7 年 10 月 (Ⅱ) 平成 8 年 7 月 (Ⅲ) 平成 16 年 1 月
- ◇「みんなの笑顔大切にしよう」～ストップ ザ セクハラ～
(小学校低学年用 小学校高学年用 中学生・高校生用) 平成 15 年 2 月

3 引用及び参考文献等

- 関係法律・法令（抜粋）
 - ・学校教育法（第 11 条）
 - ・児童福祉法（第 25 条）
 - ・児童虐待の防止等に関する法律（第 2 条、第 5 条、第 6 条）
 - ・川崎市子どもの権利に関する条例（前文、第 12 条、第 23 条、第 24 条、第 27 条）
- 「いじめ問題」研究報告書 いじめの心理と構造をふまえた解決の方策 平成 10 年 5 月
東京都教育研究所
- 「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」平成 15 年 3 月
不登校問題に関する調査研究協力者会議
- 「不登校理解と指導のために」平成 12 年 3 月 横浜市教育委員会
- 「心の通い合う学校園づくりー体罰根絶に向けてー」平成 12 年 7 月 龍野市教育委員会
- 「STOP! ザ・スクール・セクハラ」平成 12 年 4 月 神奈川県教育委員会
- 「かわさき発子どもの権利条例」平成 14 年 5 月
子どもの権利条約総合研究所編（エイデル出版）